

## インドネシア外資に関する規制 「その他規制」詳細

### 商業施設の立地条件等

〔2007年12月27日付大統領令第2007年112号、2013年12月6日付商業大臣規程2013年第70号（No.70/M-DAG/PER/12/2013、2014年9月17日付商業大臣規程2014年第56号（No.56/M-DAG/PER/9/2014）〕

各種商業施設の立地・設置条件、事業許可等を規定する。そのポイントは次のとおり。

#### 1. 立地

県/市の都市計画に従うことが義務付けられ、住宅地域等の狭小道路沿いに立地することは認められない。

また、伝統市場や中小企業等が集まる地域の経済状況、社会状況、既存の伝統市場との距離を考慮しなければならない。

伝統市場、ショッピングセンター、近代商店の総数、ならびに伝統市場とショッピングセンターや近代商店との間の距離については、地方政府の定めに従う。

#### 2. 売り場面積

売り場面積と業態区分は次のとおり。

- ミニマーケット：400平方メートル未満
- スーパーマーケット、デパート：400平方メートル超
- ハイパーマーケット：5,000平方メートル超

なお、売り場面積60平方メートルごとに自動車1台分以上の駐車場の設置と、衛生、安全等を保障する設備の完備が義務付けられている。

#### 3. パートナーシップ

ショッピングセンターには、低料金での、あるいはパートナーシップ契約を通じて中小企業向けスペースの設置が義務付けられている。

このほか、ショッピングセンターや近代商店と伝統市場との間のパートナーシップは、訓練、コンサルティング、商品供給、資本、その他の支援の提供を通じて実施される。

近代商店は、中小零細事業者の製品をメインにしたプライベート商品の販売ができる。ただし、販売商品総量の15%までにとどめ、その安全性や知的所有権、包装の状態などに責任を持つこと。

また、その商品には、製造した中小零細事業者名の開示も義務付けられている。

#### 4. 営業時間

デパート、スーパーマーケットの営業時間は、平日は午前10時から午後10時まで、土曜、日曜は午後11時まで。

#### 5. 事業許可

ショッピングビル・モール・プラザはショッピングセンター事業許可（IUPP）を、スーパーマーケットおよびデパートは近代的商店事業許可（IUTM）を県知事/市長から、ジャカルタ首都特別州の場合は州知事から取得する。

許可申請には、環境に関する事業化調査の結果や小企業とのパートナーシップ計画の添付が求められる。

なお、首都ジャカルタでは、ショッピングモールの乱立が問題視され、州知事が許可凍結の方針を示しており、今後、許可凍結についての地方条例等が出る可能性がある。

#### 6. 国産品優先義務

ショッピングセンターは国産品のイメージ作りのため、特定の階に国産品をプロモーションするスペースを設ける。

ショッピングセンターと近代商店は、原則、販売総量、商品の種類に占める国産品の割合を80%以上とする。

### 農園事業の許可

〔2013年9月30日付農業大臣規定2013年第98号

(No.98/Permentan/OT.140/9/2013、2016年5月31日付農業大臣規定2016年第29号 (No.29/Permentan/KB.410/5/2016)、2017年6月2日付農業大臣規定2017年第21号 (No.21/Permentan/KB.410/6/2017) 〕

農園事業の主な許可規定は次のとおり。

#### 1. 農園事業の分類と許認可

##### a. 農園作物の栽培事業

25ヘクタール以下は栽培用農園事業登録証（STD-B）、25ヘクタール超は栽培用農園事業認可（IUP-B）を取得。ただし、面積上限がある。

サトウキビ 15万ヘクタール、パーム 10万ヘクタール、ゴムと茶、綿は2万ヘクタール、コーヒー1万ヘクタールなど。

b. 農園収穫物の加工事業

パームヤシ、茶、サトウキビの特定の規模以上の加工事業は、加工事業用農園事業認可（IUP-P）、その他は加工事業用農園事業登録証（STD-P）を取得。

c. 栽培・加工統合事業

パームヤシ 1,000ヘクタール以上、茶 240ヘクタール以上、サトウキビ 2,000ヘクタール以上の栽培を行う場合、農園事業認可（IUP）を取得。ただし、面積上限がある。

サトウキビ 15万ヘクタール、パーム 10万ヘクタール、ゴムと茶、綿は2万ヘクタール、コーヒー1万ヘクタールなど。

2. 外資の農園事業参加

外資法人または外国人の場合は、国内事業者と提携し、インドネシア法人を設立しなければならない。投資申請では、農業省内の農園担当総局からの技術推薦状の事前取得が必要。

3. その他

- a. IUP-B 保有者には、原料の 20%以上を自己の農園から調達する義務。
- b. 250ヘクタール以上の IUP-B または IUP 保有者には、周辺地域に用地面積の 20%以上の広さを持つ住民農園の開発便宜を提供する義務。
- c. 焼却によらない開墾技術を用い、火災を防止する開墾の人材と施設、設備、システムを備えていることなど。

## 電気自動車の開発加速化

〔2019年8月8日付大統領令2019年第55号〕

国内のバッテリーベースの電気自動車産業（二輪、三輪、四輪、四輪超）の開発をスピードアップさせる目的で、次のように規定されている：

1. 電気自動車メーカー、電気自動車用部品メーカーは、電気自動車または同部品の工業事業許可を有するインドネシア法人でなければならず、インドネシア国内に製造拠点を設けることが義務付けられる。政府は投資にかかる設備や原材料、物品の輸入関税便宜を準備する。
2. 下のようなスケジュールでの最低現地調達率の達成が義務付けられる：
  - a. 二輪および三輪車：2023年までに40%、25年までに60%、26年までに80%
  - b. 四輪以上：2021年までに35%、23年までに40%、29年までに60%、30年以降は80%
3. 電気自動車用部品メーカーによる主要部品の国内製造準備が整うまで、電気自動車メーカーはIKD、CKDの電気自動車を輸入することができる。政府は輸入関税便宜を準備する。
4. 上記のほか政府は、奢侈品税インセンティブ、中央/地方税の免除、輸出志向の輸入関税の留保、輸出金融、充電費の軽減、インフラ金融振興、等々の各種便宜を準備するよう予定。
5. 自動車の型登録、識別番号の取得、走行適正条件は、電気自動車の場合でも行われる。